

第 2 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 6 年 2 月 1 6 日(金) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 議案
 - (1) 議案第 4 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第 5 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 議案第 6 号
石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について
 - (4) 議案第 7 号
荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について

出席委員

農業委員 8名

2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵	4番	岩谷	金良
5番	野内	誠	6番	大串	政一	7番	近内	貞夫
8番	泉	利夫	9番	根本	常和			

農地利用最適化推進委員 11名

11番	近藤	強	12番	佐川	正治	13番	添田	文彦
14番	小針	淳一	15番	渡邊	健一	16番	伊藤	良平次
17番	小豆畑	元	18番	添田	健	19番	円谷	和司
20番	近内	壽夫	21番	矢内	常男			

欠席委員 1番 黒崎 佳奈

事務局

事務局長
農地管理係長
書記

荒木 成輔
岸浪 正徳
会田 勇輝

議 長 本日の農業委員の出席は8名です。定足数に達しておりますので、只今より第2回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、2番 鈴木義延委員、7番 近内貞夫委員を指名いたします。

(1) 議案第4号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議 長 議事に入ります。議案4号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました鈴木義延委員に報告を求めます。

・鈴木義延委員 農地法第3条第1項番号1の所有権移転について調査した結果を報告いたします。

令和6年2月10日、土曜日午前10時より調査を行いました。

譲渡人の〇〇〇〇氏が立ち合いできなく、また、譲受人の〇〇〇〇氏は所要のため立ち会えず、代わりに〇〇〇〇氏、最適化推進委員矢内常男氏と私の3名で、大字〇〇〇〇〇〇〇〇 地目、〇〇〇〇、㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇を〇〇〇〇方面へ進み、〇〇〇〇に位置しています。

申請理由としましては、譲渡人は80歳と高齢であり、また〇〇〇〇市と遠方に住んでおり農作業が困難になり、隣地農地を所有している譲受人に贈与したいとのことで今回の申請に至りました。譲受人の〇〇〇〇氏は、

現在も本人所有の農地と本件農地を一枚の農地として耕作しており、引き続き周辺農地とも協調し、問題なく耕作できるものと思われます。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

- ・ 議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号4の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・ 議長 異議のないものと認め、議案第4号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第5号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・ 議長 次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局長 (朗読説明)

只今説明しました申請地の農地区分につきましては、番号1については第2種農地、番号2は第2種農地、番号3は第3種農地、番号4は第2種農地、番号5は第2種農地であります。

- ・ 議長 農地法第5条第1項 番号1を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

- ・ 岩谷金良委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

当案件は、令和5年9月8日に現地確認を実施していますので、現地調査は省略させていただきます。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に進み、字〇〇〇〇番の地目、〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡、字〇〇〇〇番の地目、〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡です。

申請理由としましては、以前、地元の人たちが運動会やゲートボールで使用していた中谷第1小学校グラウンドが私立高校へ譲渡され使用できなくなったので、区内外の高齢者が集える多目的広場を造成しましたが、

農地法に基づいた申請をしていないということで、今回申請しました。

現地は周囲が水田と川に囲まれており、農地への影響や排水については問題もなく顛末書を添付されていることから、この案件は問題ないと思われますので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

・議 長 只今、報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第5号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

・岩谷金良委員 農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

令和6年2月8日木曜日午前10時30分から調査を行いました。

代理人の行政書士 ○○○○氏、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、最適化推進委員小針淳一氏、添田文彦氏と私の計7人で現地を確認しました。

場所は、○○○○線より○○○○を左折し○○○○線を方面へ○○○○km進んだ所の左側で、字○○○○番、地目○○○○ ○○○○㎡です。

転用の目的は、太陽光発電設備を設置するためで、譲渡人 ○○○○氏が 譲受人 ○○○○氏に売却するためです。

本工事では、基本的に現在の地形を変更することがないため、土砂の流出や排水については、問題ないものと思われます。また、山林と道路に囲まれた所で周辺に耕作している農地はなく農業生産に影響を及ぼすことはありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ないものと思われますので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

・議 長 只今、報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第5号 農地法第5条第1項番号2につい

て承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号3を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

・泉 利夫委員 農地法第5条第1番号3を調査した結果を報告いたします。

令和6年2月8日午前10時から調査を行いました。

譲受人の〇〇〇〇さん、申請者代理人〇〇〇〇行政書士法人の〇〇〇〇さん、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、最適化推進委員小豆畑元さん、伊藤良平次さんと私の8名で、字〇〇〇〇番、地目〇〇〇〇、〇〇〇〇㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇から〇〇〇〇線を〇〇〇〇方向へ〇〇〇〇km進んだ〇〇〇〇に位置します。

申請理由については、譲受人は7人家族で自家用車6台の駐車をするのができず、やむを得ず法定外道路部分に駐車している状況で、車両の出し入れも苦勞しており大変危険な状態にあります。

現在の住宅の南西側は崖であり、これ以上の駐車スペースを確保することはできず、他数件の土地を検討しましたが条件に合致する土地は当該地のみでした。当該地は譲受人の自宅に隣接した土地であり〇〇〇〇線沿いであるため車の出入りも容易であります。

当該地は現在、休耕地であり譲渡人からも快く承諾を得ることができたため、農地ではありますが、やむなく選定いたしました。

なお、雨水は敷地内に砕石を敷き自然浸透及び勾配を施し道路側溝へ流します。周辺は農地と接しておらず集団農地の蚕食、分断、日照被害等の支障を及ぼす恐れはありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号3の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第5号 農地法第5条第1項番号3について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号4を調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

・岩谷金良委員 農地法第5条第1項番号4の調査の結果を報告いたします。

令和6年2月8日木曜日午前11時30分より代理人の行政書士○○○○氏、○○○○氏、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、最適化推進委員 小針淳一氏、添田文彦氏、及び私の8人で現地を確認しました。

場所は、○○○○より○○○○本面へ○○○○km進んだ所のY字を左折し、○○○○m行った所の左側にある字○○○○の○○○○番の地目○○○○○○○○m²です。

転用の目的は、太陽光発電設備を設置するためで、譲渡人○○○○○○氏が譲受人○○○○に売却するためです。

本工事では、土砂の流出防止と周辺農地との日照等の影響を考え、境界より0.5m～1m内側にフェンスを設置するので、それらの問題は出ないと思われます。

以上調査した結果、この案件は問題ないものと思われますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号4の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第5号 農地法第5条第1項番号4について承認するものと決定いたします。

・議 長 続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項番号5を調査されました近内貞夫委員に報告を求めます。

・近内貞夫委員 議案第5号 農地法第5条第1項番号5の許可申請の件につき調査した結果を報告します。

令和6年2月8日午後1時30分より字○○○○番、地目○○○○、○○○○m²の現地に集合し、出席者は譲渡人○○○○氏、譲受人○○○○氏 両名の代理人行政書士○○○○氏、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、農地利用最適化推進委員の円谷和司さん、近内壽夫さんと私の7名で現地確認をしました。

当該地は、〇〇〇〇線〇〇〇〇より〇〇〇〇へ〇〇〇〇k m先〇〇〇〇西側に位置し、転用目的は、太陽光発電設備の設置であります。

東側に山林、南側が宅地、西側の農道を挟み水田はあるが、盛土、切土の土地造成は行わず現状に設置し、雨水は敷地内自然浸透を計画し、近隣の農地に対する影響はないと判断します。

この案件は特に問題はないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号5の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第5号 農地法第5条第1項番号5について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第6号

石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定について

・議 長 次に、石川農業振興地域整備計画の変更案に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (朗読説明)

・議 長 石川農業振興地域整備計画変更申請番号1について調査されました 泉利夫委員に報告を求めます。

・泉 利夫委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号1の現地調査について報告します。

令和6年2月8日木曜日9時30分より調査を行いました。

農地中間管理機構関連農地整備事業のため、〇〇〇〇さん、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、最適化推進委員の小豆畑元さん、伊藤良平次さんと私の7名で現地で調査しました。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面へ〇〇〇〇m進んだ〇〇〇〇番から〇〇〇〇番の9筆〇〇〇〇㎡です。農振農用地区域編入の目的としては、農地中間管理機構関連農地整備事業(外楨地区ほ場整備事業)を行うこと

から〇〇〇〇他5名が所有する字〇〇〇〇番から字〇〇〇〇番の9筆、〇〇〇〇m²の農振農用地区域編入を申請するものです。

以上、調査した結果、基盤整備事業によることからこの案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひいたします。

・議 長 只今説明のありました石川農業振興地域整備計画変更申請番号1について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第6号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号1に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

・議 長 続いて、石川農業振興地域整備計画変更申請番号2について調査されました岩谷金良委員に報告を求めます。

・岩谷金良委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号2に係る現地調査の結果を報告いたします。

令和6年2月8日木曜日午前11時より現地で、〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏、最適化推進委員の小針淳一氏、添田文彦氏、及び私の計8人で確認しました。

申請地は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい〇〇〇〇との交差点から〇〇〇〇km行った所の〇〇〇〇番 地目〇〇〇〇 〇〇〇〇m²、同じく〇〇〇〇番 地目〇〇〇〇 〇〇〇〇m²、同じく〇〇〇〇番 地目〇〇〇〇 〇〇〇〇m²、同じく〇〇〇〇番 地目〇〇〇〇 〇〇〇〇m²です。

土地所有者は、〇〇〇〇氏が1筆、〇〇〇〇氏が、3筆となっています。

申請理由は、農地中間管理機構関連農地整備事業を進めるために、農業振興地に編入する必要があり、今回の申請となりました。本事業計画は、農地を整備することにより、水田の長寿命化を目的とするものであり、編入することについて両氏より、同意を得ています。

以上、調査した結果、この案件は問題ないものと思われまますので皆様のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

・議 長 只今説明のありました石川農業振興地域整備計画変更申請番号2について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第6号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号2に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

・議 長 続いて、石川農業振興地域整備計画変更申請番号3について調査されました野内誠委員に報告を求めます。

・野内誠委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号3について報告いたします。

令和6年2月8日午前9時から荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、農業委員の根本常和さん、最適化推進委員の佐川正治さん、申請人の〇〇〇〇さんと私の7人で現地調査を行いました。

場所は、〇〇〇〇線を〇〇〇〇に向かい、〇〇〇〇交差点を右折し、約〇〇〇〇km先の〇〇〇〇を右折、約300m先の〇〇〇〇字〇〇〇〇番の〇〇〇〇㎡です。

申請人は、平成23年5月に住宅に隣接して同じ敷地内(字〇〇〇〇番)と認識し物置を建築しましたが、今回土地の測量を実施したところ、休耕地ではありますが、隣接する自己所有地の農振農用地、字〇〇〇〇番には出していることが判明しました。

物置建築の際には、法令違反の認識がなく、現在まで過ごしてきましたが、今回のことは自らの無知が原因のことと深く反省しています。今後は法令遵守の精神をもって臨んでいくとのことでした。敷地内は平坦で、土砂の流出等はありません。取水は倉庫なので必要なく、雨水は地下浸透で汚水はありません。

周囲の農地に日照等支障を及ぼす恐れはなく、顛末書も添付されていることから問題ないと思われれます。

以上、調査した結果、問題ないと思われれますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

・議 長 只今説明のありました石川農業振興地域整備計画変更申請番号3について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第6号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号3に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

・議長 続いて、石川農業振興地域整備計画変更申請番号4について調査された野内誠委員に報告を求めます。

・野内誠委員 石川農業振興地域整備計画変更申請番号4について報告いたします。

令和6年2月8日午前9時から荒木事務局長、岸浪係長、会田主査、農業委員の根本常和さん、最適化推進委員の佐川正治さん、土地所有者の〇〇〇〇さんと私の7人で現地調査を行いました。

場所は、番号3で報告した場所の隣接地、字〇〇〇〇〇〇番〇〇〇〇㎡と〇〇〇〇氏所有の〇〇〇〇番の〇〇〇〇㎡です。

申請人、〇〇〇〇さんは、実家にて祖父母宅に同居していましたが、結婚して子どもも増え家が手狭になったので、自己住宅を建築することとなりました。

建築に適した土地を探したところ、〇〇〇〇氏の土地と合わせて、実家に隣接する今回の申請地が、農地ではありませんが適していると判断しました。いずれもい現在休耕地です。

この土地と、併用地字〇〇〇〇番の3筆で住宅建築に十分な面積がありますが、土地所有者で、祖父の〇〇〇〇幸さんが、番号3で報告した平成23年5月に既存住宅に隣接して物置を建築した際に、植栽及び砂利敷き通路としてしまいました。

当時は、自分の土地は自由に利用できるものと思い、まず、測量せずに利用していたため、〇〇〇〇氏所有の隣接地まではみ出していたことに気づかず、今回、令和5年11月に測量した際に初めて気づきました。

そのため、違反の認識がなく、現在まで過ごしてきましたが、今回のことは、自分たちの無知からのことと深く反省しています。

今後は、法令遵守の精神をもって臨んでまいりますとのことで、顛末書も添付されています。

〇〇〇〇氏所有の土地は、変更申請許可後購入予定です。

敷地は平坦で、土砂の流出はありません。周囲の農地に日照等の影響もありません。取水は、町の水道を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理後、敷地西側の既存側溝に流します。雨水は、一部は地下浸透、一部は西側既存側溝に流します。

以上、この案件は問題ありませんので、皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

- ・議 長 只今説明のありました石川農業振興地域整備計画変更申請番号4について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第6号 石川農業振興地域整備計画変更申請番号4に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

(4) 議案第7号

荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について

- ・議 長 次に、議案第7号 荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 〈朗読説明〉 ※朗読説明終了後、「スライドを確認」

- ・議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について何かご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第7号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件について番号1から番号67を一括して承認するものと決定いたします。

- ・議 長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

午後2時22分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和6年2月16日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 2番 _____

7番 _____